基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会設置要綱（案）

１　名　　称

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会とする。

２　設置の根拠

地方自治法第１０９条及び大阪府議会委員会条例第５条による。

３　目　　的

急激な人口減少と高齢化が進む中、将来の基礎自治体のあり方（府内市町村の基礎自治体の機能強化）について、幅広く調査検討を行う。

４　定　　数

委員定数は、１０人とする。

５　調査期限

３に掲げる調査が終了するまで。